

事案書（☒ 経営会議 ☐ 調整会議）

開催日：平成22年7月30日（金）

担当課：市民経済部 安全なまちづくり課

件 名：SG マーク付き幼児・児童用ヘルメットの購入助成について				
提出理由：自転車教室の参加者拡大を図るための教室参加へのインセンティブとして、また幼児、児童の自転車用ヘルメットの着用を普及させるために購入助成を行うため				
内 容：				
1 背景		(3) 実施時期 平成 22 年 12 月から		
・平成 20 年 6 月に施行された改正道路交通法において、13 歳未満の幼児・児童に対する自転車乗車時のヘルメット着用が保護者の努力義務として規定された。		(4) 必要経費（平成 22 年度）		
・本市における自転車事故の割合は、県内平均に比べて 8.6 ポイント高く、小学生の人身事故の内、6 割以上が自転車の関係する事故となっている。		・助成費 1,000 千円（500 個×2 千円）		
・（財）日本交通管理技術協会が実施した転倒テストによるとヘルメットの着用により、頭部への衝撃が約 3 割に緩和され、頭部損傷のリスクを減少させるという報告があり、自転車乗車時の安全確保策として効果が高い。		・事務費 29 千円		
・また、自転車事故原因の多くは、自転車利用者のルールやマナー違反であり、自転車教室の受講者層及び参加の機会を広げる必要がある。		(5) 助成の流れ		
・それらのインセンティブとして、ヘルメットの購入助成を行うことが有効である。		①自転車教室において、受講者に助成申込書を配布		
		②助成希望者はヘルメットを購入する際に助成申込書を事業協力店に提出し、販売金額から助成金額を差し引いた金額で購入		
		③事業協力店は助成申込書を添付し、助成金相当額を市に請求		
2 公費助成の内容		3 他自治体の状況		
(1) 対象者		自治体		
13 歳未満の幼児・児童		対 象		
		金 額		
(2) 助成額等		H21 実績		
・幼児・児童ヘルメット購入費の実費相当額を助成		H22 予算		
・上限 2,000 円、一人年 1 回まで助成				
※ヘルメットは SG マーク付のものに限る。				